

事前調査に係るQ&A

項目	質問	回答
1 全体	新興感染症の想定は？	新型コロナウイルス感染症と同程度の性状を想定しています。
2 全体	協定締結は義務か。	知事と医療機関の管理者が協議し、合意が成立したときは協定を締結することとされています(感染症法第36条の3)。なお、当該協議に応じることは義務化されています。 ※「医療機関」とは、医療法に基づく病院、診療所、薬局、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者です。
3 全体	協定締結に伴い、今後必要となる対応はあるか。	感染症法第36条の5に基づき電磁的方法(医療機関等情報支援システム(G-MIS))により、 (1)平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等を、 (2)感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施状況等を、それぞれ報告いただくことを予定しています。内容等の詳細は、別途厚生労働省から示される予定です。
4 全体	協定指定医療機関とは何か。	改正感染症法において次のとおり定義されています。 【第一種協定指定医療機関】医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所 【第二種協定指定医療機関】医療措置協定に基づき医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局
5 全体	協定締結のスケジュール感はどうか。	R5年8月以降、事前調査への回答を基に、個別に協定内容の調整を進める予定としており、R6年4月以降に順次締結していく想定です。
6 全体	事前調査への回答内容が協定締結内容となるのか。	協定内容は、知事と医療機関の管理者が合意した内容となるため、必ずしも事前調査の回答内容と一致するわけではありませんが、事前調査にご回答いただいた内容を基準に、協定内容の調整を進めさせていただきます。
7 全体	ある分野に特化した医療機関である場合(精神科等)、締結する協定の項目(病床・発熱外来)はその分野の患者のみを対象とした内容のものとしてもよいか。	問題ありません。
8 全体	複数店舗・営業所を営んでいる法人等の場合、協定は店舗毎に締結するのか。法人毎に締結するのか。また、今回の調査への回答方法も提示いただきたい。	感染症法上、協定は医療機関の「管理者」と締結することとされています(法人等代表者も連名で締結することは可)。ついては、各病院、診療所、店舗、営業所毎での締結となり、本調査への回答も各病院、診療所、店舗、営業所毎に調査票を分けてご回答いただくようお願いいたします。なお、調査票を分けたうえで、経営する法人等から一括してご回答いただくことは差し支えありません。
9 公費負担	新興感染症の医療費も公費負担医療の対象となるか。	感染症法の改正により、協定を締結して実施する部分について、新たに公費負担医療となります。 (令和5年5月26日付政政発 0526 第11号抜粋) 患者の入院を受け入れる医療機関又は発熱外来や自宅療養者等(高齢者施設等の入所者を含む。)の外来医療・在宅医療を担当する医療機関として通知を受けたもの及び協定を締結したのものについて、新たに都道府県知事が指定する指定医療機関の類型に位置付けた上で、当該医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療を公費負担医療の対象とする。
10 診療報酬	感染症法の協定締結を行った医療機関に対して、平時における財政支援はあるか。	平時における支援については、令和6年度予算・報酬改定等に向けて、厚生労働省において検討中と示されており、具体的な内容が示されれば、速やかに情報提供を行う予定です。
11 費用負担	県が費用負担することになる医療措置協定の措置に要する費用とはどのような費用が対象か。費用負担の詳細を示してほしい。	新型コロナ対応における病床確保料等を想定しているようですが、具体的には、新興感染症が発生した際に、感染状況や感染症の特性を踏まえ、国において検討されることとなります。
12 費用負担	<流行初期医療確保措置> 感染症法第36条の9において、流行初期医療確保措置の費用の支給について定められており、流行初期の対応を含んだ協定を締結していない、あるいは、そもそも協定自体締結していない医療機関は支給対象とならないのか。	原則としては、協定を締結した医療機関を対象としています。
13 費用負担	感染症法第60条第3項に基づき、医療措置協定などを締結した医療機関等に対する設置に要する費用(設備整備費)への補助が新たに規定されたが、その具体的な内容を知りたい。	当該補助については、令和6年度予算に向けて厚生労働省において検討中であり、具体的な内容が示されれば、速やかに情報提供を行う予定です。
14 防護具・補助	個人防護具の備蓄を行うための補助はあるか。	保管施設整備費に対する補助を厚生労働省において検討中とのことです。なお、当該補助は「2カ月分以上の備蓄」を行う医療機関への支援を想定している旨が示されています。詳細は、厚生労働省から具体的な内容が示された後に、速やかに情報提供を行う予定です。なお、個人防護具の購入経費等は各医療機関においてご負担いただくこととなります。
15 防護具	個人防護具の備蓄は必須か。	協定内容に「個人防護具の備蓄」を含めるかは任意事項となっておりますが、可能な限り、協定に記載したいと考えています。なお、備蓄方法については、医療機関において物資を購入・備蓄していただくことが望ましいところですが、その他の方法として、取引業者と優先供給契約を締結すること等が、協定締結ガイドラインにおいて示されていますので、備蓄方法検討において参考にしてください。
16 防護具	個人防護具の備蓄量の目安はあるか。2カ月分とはどのように考えたらよいか。	新型コロナ対応時の実績を踏まえ、平均的な使用量の2カ月分としてください。なお、「医療措置協定」締結等のガイドラインにおいて、平均消費量が示されているため、必要に応じ参考にしてください。
17 検査	医療機関との間で検査に係る協定を締結することが想定されているが、「自院でPCR検査が実施可能な医療機関」のみが対象となるのか？	ご認識のとおりです。 ※医療機関については、自院で、核酸検出検査について、検体の採取及び分析まで実施する機関のみを想定している。 ※有事の際に抗原定性検査などが実際に活用可能になれば、当然、当該検査も活用していただくことになるが、実際に起こる前の備えとしては、核酸検出検査だけを想定することとしている。
18 人材派遣	人材派遣について、「人材派遣者数計」の中に「感染症医療担当従事者」、「感染症予防等業務対応関係者」とあるが、ワクチン接種をする際の打ち手の派遣は、「感染症予防等業務対応関係者」に含めてよいか。	感染症法第44条の4の2第1項において、それぞれ「都道府県知事の行う新型インフルエンザ等感染症の患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者」、「都道府県知事の行う当該感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者」と定義されており、 ・急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合 ・特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など医療人材が局所的・臨時的に不足する場合 に対応する者を想定しているため、ワクチン接種をする際の打ち手の派遣は対象としていません。
19 人材派遣	感染症医療担当従事者と感染症予防等業務対応関係者等は重複してもよいか。	感染症医療担当従事者と感染症予防等業務関係者で重複することは問題ありません。
20 人材派遣	数値目標の一つである「医療人材派遣」について、何日程度の派遣を想定しているか。	特段、期間は想定しておりませんが、コロナ対応を踏まえると2〜3日程度以上(県をまたぐ広域派遣であれば1週間程度以上)を想定しています。